庁議(政策会議) 案件申込書

									申	込日	令和:	兀	年	5	月	10	日	
案 件 名	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づ〈料金等の見直しについて																	
所 管	企画財政	局区	企画		部	部 経営監		₫	課担当者				Þ	内線				
概要	「受益者負担の在り方の基本方針」(平成24年12月策定)に基づき、令和元年10月からの消費税率引き上げ分を含む令和2年4月の料金等の見直しについて諮るもの。																	
審議内容 (論点)	コスト把握の結果と料金の見直しについて 見直し結果に基づ〈料金改定案について																	
実施計画の 位置付け	なし 施設	策番号及び 計画事業:	*															
	関係課長会議			4	月	16	日	政策	衰調	整会議	平成	31	年	4	月	25	日	
審議(希望)日	局·区経営会議	ii.	年		月		日	政策会議		会議	令和元		年	5	月	15	日	
	条例等の調整	を 条例	条例 改廃あり		程時期	月	令和元年		9月	定例会議		報道への情報		情報	是供	共 資料提供		
日程等 調整事項	パプリックコメン	<mark>'ト</mark> な	なし							議会へ	の情報提供		全協		令	 分和元年5月		
神筆手具	審議会等、協議会等の設置	な	なし <mark>個人情</mark>			目的夕	<mark>的外利用等</mark>		t	まし	:U							
			関係部局名等				調整項目					調整状況						
	関係部局との	料金	料金等を所管している課等							∮の適1		調整済						
			スポーツ課				スポーツ施設の料金の適正化					調整済						
	調整		廃棄物政策課				一般廃棄物処理手数料の適正化				調整済							
検討経過等			財務課				見直しに伴う歳入歳出予算 				調整済							
			総務法制課 「大き」				世・会議の経過				調整済							
	月日		会議名等				内容											
			_									• .						
政策調整会議 の 結果等	原案	&	上	部庁議	ヘ付▮	表する	5,			(此	放策会議	夏)						
	【関係課長会記	義】																
	持にな し																	
	【事務事業調整会議】 特になし																	
	【政策調整会議】 各施設のコスト削減方策についても公表していくのか。																	
	コストについては、ランニングコスト部分で算出しており、各施設が個別に行うコスト削減方策については把 握が難しいものと思われる。																	
これまでの	将来的に、施設の維持や更新に伴ってコストが発生するが想定されるので、さらなる料金等見直しの可能性 ┃																	
庁議での 主な意見	についても触れた方が良いのでは。 減免規定の範囲についても考え方をよ〈整理しておいてもらいたい。																	

事案の具体的な内容

1 事案概要

行政サービスの性質に応じた受益と負担の関係を適正なものとするため、「受益者負担の在り方の基本方針」(平成24年12月策定)(以下「基本方針」という。)に基づき、過去3年間の費用を用いて行政サービスに係るコスト計算を行い、3年に1度の周期で定期的に料金等の見直しを実施することとしており、前回は平成28年4月に料金を改定した(使用料43施設、手数料13件、その他3件)。

今回の見直しは、2019年(令和元年)10月の消費税率10%への引き上げ分を含む令和2年4月の料金 等の改定を実施するもの。

2 今回の見直しの対象

使用料、利用料金、手数料及びその他の料金のうち、次の ~ を除くもの 平成30年度に料金の導入・改正を行った公民館等の使用料及び利用料金 こどもセンター・児童館等の市が政策的に無料としている使用料等

年間実績が10件未満の手数料

平成28年4月の定期見直しにおいて別に検討を進めることとした次の事項について、併せて 見直しを実施する。

- ・無料スポーツ施設の有料化
- ・津久井地域のスポーツ施設に適用される旧町減免規定の廃止

3 基本方針に基づく料金等の見直し結果

(1)使用料及び利用料金

コスト把握を行った90施設のうち、61施設で料金改定

【料金改定をするもの】

市民文化系施設 8 施設 スポーツ・レクリエーション系施設 45施設() 保健・福祉施設 5 施設 その他の施設 3 施設

「無料スポーツ施設」及び「旧町の減免規定を適用しているスポーツ施設」を含む。

(2) 手数料及びその他の料金

手数料(94件)及びその他の料金(14件)の料金改定は実施しない。

4 効果額(試算)

料金改定に伴う収入影響額(使用料及び利用料金) 約2億4,000万円/年の増収料金改定等による利用人数や稼働率の変動は加味していない。

5 事業スケジュール

平成31年 4月~ 庁議

令和元年 6月 議会説明(全員協議会)

7月 コスト・料金改定案の公表

9月 市議会9月定例会議に条例改正案を上程

10月~ 市民等への周知、指定管理者協議、改定準備等

令和2年 4月 料金改定(条例施行)

6 その他

(1)指定管理者との協議

利用料金制または使用料実績払制を採用している施設については、料金改定に伴う収入影響額を指定管理者が収受することから、指定管理料の変更について指定管理者と協議を行う。

(2)公共施設予約システム(Sネット)について

新システムの稼働時期と料金改定の時期が重なることに留意する必要がある。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 5 月 10 ⊟ 案件名 スポーツ施設に係る受益者負担の適正化について 生涯学習 スポーツ 教育 部 課担当者 内線 区 管 所 局区 環境経済 環境共生 部 公園 課 担当者 内線 概 要 市内のスポーツ施設について、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく今後の対応について諮るもの。 ○ 無料スポーツ施設の有料化について 審議内容 ○ 津久井地域のスポーツ施設に適用される旧町減免規定の廃止について (論点) 実施計画の 施策番号及び なし 位置付け 実施計画事業名 関係課長会議 平成31 年 4 9 政策調整会議 平成31 4 月 日 年 月 25 日 審議日 局·区経営会議 月 政策会議 令和元 5 月 15 年 н Н 条例等の調整 条例 改廃あり 議会上程時期 令和元年9月 定例会議 報道への情報提供 資料提供 日程等 パプリックコメント なし 時期 議会への情報提供 全協 令和元年5月 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 経営監理課 事案の内容について 調整済み 関係部局との 調整 打合せ・会議の経過 検討経過等 日 会議名等 容 H28.10 関係課長会議 スポーツ施設における受益者負担の適正化について(結果:継続協議) H31.2.22 関係課長打合せ会議 市内スポーツ施設の「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく今後の対応について 市内スポーツ施設の「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく今後の対応について H31.4.9 関係課長会議 H31.4.16 事務事業調整会議 市内スポーツ施設の「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく今後の対応について H31.4.25 政策調整会議 市内スポーツ施設の「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく今後の対応について 備 考 政策調整会議 原案を 上部庁議へ付議する。 (政策会議) 結果等 【関係課長会議】 本事案の2つの論点である「無料スポーツ施設の有料化」「旧町減免規定の廃止」は、「受益者負担の在り方 の基本方針」に基づく取り組みということで良いのではないか。 そのように対応したい。 旧町の減免規定を廃止するということであるため、津久井地域には説明をした方が良いのではないか。 検討したい 旧町の減免規定を廃止するということは、全てのスポーツ施設に同一の減免基準が適用されるとの理解でよ いか。 そのとおりである。 【事務事業調整会議】 スポーツ広場やグラウンドの負担割合の設定根拠はどうなっているか。 これまでの 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、負担割合を判定しており、無人管理の施設については70~1 庁議での 00%と判定されたため、下限の70%と設定したものである。指定管理施設については100%と判定されたが、 主な意見 現状が無料であることを勘案し、一つ下の段階の70%を負担割合としたものである。 基本方針に基づく負担割合の判定と、異なる負担割合を設定している理由は明確にするべきである。 【政策調整会議】 有料化する施設の料金設定に激変緩和措置を講ずる考えはないのか。 当初は勘案していたが、基本方針に基づく見直しであることを踏まえ、負担判定どおり「100%」の料金設定 としたものである。 今回は全て負担割合「100%」で料金設定しているのか。 指定管理施設は「100%」、無人施設は「70-100%」であるため、下限の「70%」を適用した。 ○管理人の増員に当たり、会計年度任用職員として任用する可能性があるため、賃金の積算は確認されたい。 承知した。

事案の具体的な内容

1 事業の概要

「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、市内スポーツ施設について、次のとおり受益者負担の適正化を図るもの。

無料の次のスポーツ施設について、料金を設定する。

<対象施設>

 ・小山公園スポーツ施設
 ・下溝古山公園スポーツ広場

 (スポーツ広場・ニュースポーツ広場)
 ・緑が丘2丁目公園スポーツ広場

・相模原麻溝公園スポーツ広場 ウ出公園スポーツ広場
・相模原北公園スポーツ広場 深堀中央公園スポーツ広場

上記は「相模原市都市公園条例」に規定する施設であり、同条例を改正し、料金を設定する。

・昭和橋スポーツ広場

・新磯野スポーツ広場

・三栗山スポーツ広場

上記は「相模原市立グラウンド等体育施設条例」に位置付け、料金を設定する。

「相模原市都市公園条例施行規則」及び「相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則」における、津久井地域のスポーツ施設に適用される「旧町の減免規定を適用する規定」を廃止する。

< 旧町の減免規定の対象となっている施設 >

·相模原市都市公園条例に規定する津久井又野公園スポーツ施設等、2施設

・相模原市立グラウンド等体育施設条例に規定する小倉テニスコート等、16施設

2 事業スケジュール

·平成31年 4~5月 庁議

· 令和元年 6月 市議会への情報提供(全協) · 令和元年 7月頃 関係団体等への情報提供

・令和元年 9月 「都市公園条例」「グラウンド等体育施設に関する条例」の一部改正案を9月議会へ提案

・令和元年10月 両条例施行規則の改正(1 に関する規則改正)

· 令和 2年 4月 改正条例、施行規則の施行

3 本事案に係る収支について

収入見込み

年間約47,000千円

過去の利用実績と料金(案)から算出したものであり、利用人数や稼働率の変動は加味していない。

支出見込み本事案の対象施設は、大部分が無人管理であるため、有料化に係る適切な管理運営への措置を図る

・公の施設であることや有料施設であることを明確にするための案内サイン等の設置・改修 【2,100千円(10万×21箇所)】

・施設状態の確認や維持管理のための管理人(非常勤)の増員(賃金の増)

【年間4,800千円増(現行賃金5,400千円:延780日分 10,200千円:延1220日分)】

その他、多くの施設で老朽化や設備等の支障が顕著であり、必要な修繕や維持補修を行う。

上記の支出については、 で見込む収入(特定財源)を活用し、一般財源の支出は見込まない。

4 事業実施による効果

- ・スポーツ施設における受益者負担の適正化が図られる。
- ・スポーツ施設における(旧市域、津久井地域間の)負担の公平、制度の一体化が図られる。

申込日 令和元 年 5 月 10 ⊟ 案件名 般廃棄物処理手数料の見直しに伴う料金改定について 所 管 環境経済 資源循環 部 廃棄物政策 課担当者 内線 区 市の一般廃棄物処理手数料について、受益と負担の適正化及びごみの発生、排出抑制による減量化、資源化の推進、最 概 要 終処分場の延命化を図るため、手数料の改定を行うもの。 動物の死体やスプリングマットレス処理の新設する手数料の受益者負担割合について 審議内容 し尿、浄化槽汚泥等処理手数料の改定額について (論点) 他部署での手数料との調整について 実施計画の 施策番号及び なし 実施計画<mark>事業名</mark> 位置付け 関係課長会議 平成31 年 4 月 11 日 政策調整会議 平成31 年 4 月 25 日 審護日 令和元 局·区経営会議 月 政策会議 5 月 15 年 日 日 条例等の調整 条例 改廃あり 議会上程時期 令和元年9月 定例会議 報道への情報提供 資料提供 日程等 パブリックコメント かし 時期 議会への情報提供 全協 今和元年5月 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整状況 調整項目 経営監理課 手数料の見直し時期について 調整済 関係部局との 調整 総務法制課 条例等の改正について 調整中 検討経過等 打合せ・会議の経過 月 日 会議名等 H29.5.25 部内関係課担当者打合せ(し尿・浄化槽) 手数料見直し、し尿・浄化槽収集運搬体制について H29.6.8 部内関係課担当者打合せ(ごみ) 手数料見直し H29.11.20 一般廢棄物処理手数料見直1,檢討会議(第1回) -般廃棄物処理手数料の見直しに係る概要、スケジュール等について H31.3.26 一般廃棄物処理手数料見直し検討会議(第2回) -般廃棄物処理手数料の見直しに係る概要、スケジュール等について 『み処理手数料見直し検討ワーキング: 4回開催(H29.12月~H31.2月) 備 老 し尿·浄化槽汚泥等処理手数料見直し検討ワーキング: 3 回開催(H29.12月~H31.3月) 原案を 上部庁議へ付議する。 (政策会議) 政策調整会議 結果等 【関係課長会議】 し尿、浄化槽汚泥等処理手数料は改定しても処理原価との乖離が大きいが、前回改定時にも議論はあったの か。また乖離した理由は。 前回平成28年度に改定した際に1.3倍を超えて改定する案もあったが、基本方針に準じて1.3倍までの激変緩 和措置を採用した。前々回の改定は昭和50年代で、下水道の整備により環境が大き〈変わるため改定を見送っ ていた。 「処理原価と手数料の乖離があるため」というものが改定の主な目的ではないか。 新設する動物の死体処理の受益者負担率が100%でないのはなぜか。 受益者負担率は持込の家庭系ごみの割合に合わせている。 新規で設定する手数料の受益者負担率を他部署の案件の状況を見ながら検討した方がよい。 これまでの 【事務事業調整会議】 庁議での 浄化槽清掃補助金の概要は。 主な意見 津久井地域の浄化槽清掃は許可制により実施、直営の旧市との負担額の差を補助している。 し尿等処理手数料が低いままだと下水道接続につながらない可能性がある。 下水道の整備から3年以内の接続が義務付けられており、罰則もある。 下水道の接続促進に向けては資源循環部と下水道部の連携をお願いしたい。 【政策調整会議】 スプリングマットレスの処理手数料の見直し根拠は。 破砕前の工程で解体を要し、負担の公平性を担保するため、解体費用を粗大ごみ処理手数料に上乗せする もの 新設する手数料は激変緩和措置を考慮しているのか、段階的に値上げしていく考えはあるか。 粗大ごみ処分や家庭系処分手数料の受益者負担率に合わせて設定した。

事案の具体的な内容

(1)事業概要

受益と負担の適正化及びごみの発生、排出抑制による減量化、資源化の推進、最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物処理手数料の改定を行うもの。

合わせて、手数料の改定に伴い、施行規則の一部について改正を行うもの。

(2)検討経過

- ·一般廃棄物処理手数料見直し検討会議: 2回開催(H29.11月、H31.3月)
- ·ごみ処理手数料見直し検討ワーキング: 4回開催(H29.12月~H31.2月)
- ・し尿・浄化槽汚泥等処理手数料見直し検討ワーキング: 3回開催(H29.12月~H31.3月)

(3)改定手数料(案)

- ・算出した処理原価に基づ〈手数料全般の改定(1.3倍以内)
- ・ベッドのスプリングマットレス処理に伴う手数料の設定
- ・動物の死体処理に伴う手数料の設定
- ·100kg未満の持込家庭系ごみの有料化

(4)施行規則改正事項

・粗大ごみ処理手数料の改正に伴う別表の改正

(5)スケジュール

H31.4月~ 庁議

R1.6月 市議会説明(全員協議会)

7月 処理原価公表

9月 条例改正議案議会上程:公布

10月~ 市民、事業者への周知

R 2. 4月 改正条例、規則施行

(6)改定に伴う必要経費

・粗大ごみ等の駆け込み排出への対応で想定される経費

粗大ごみ等収集運搬業務委託、粗大ごみ運搬業務委託 等

→約400万円の歳出増見込み

(参考)駆け込み排出に伴う手数料の増

→約230万円の見込み

(7)手数料改定による歳入の状況(H29決算ベース)

・ごみ処理手数料(粗大ごみ、家庭系ごみ、事業系一般廃棄物)

現 行:1,468,133千円

改定案:1,645,766千円(+177,633千円)

・し尿等処理手数料(し尿、浄化槽汚泥)

現 行: 43,074千円

改定案: 54,899千円(+ 11,825千円)

·全体

現 行:1,511,207千円

改定案:1,700,666千円(+189,458千円)

参考:手数料改定に伴う浄化槽清掃補助金の歳出減

現 行: 105,858千円

改定案: 89,642千円(-16,216千円)

1 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直しについて

(説明者:企画部長)

(1)主な意見等

○ 施設の性格によっては、利用者が団体であることが多いなど、市場価格との料金 調整を行うより、近隣地方公共団体の施設との比較を行った方が良いこともあるた め、考え方の整理をしておいてもらいたい。

消費税を10%として仮料金の積算を行っているが、8%の状況についても触れておいた方が良いのでは。

政府が消費税を10%にする見解を示しているので、10%で積算したものを示すべきものと考えている。

- 原案では、市議会6月定例会議の全員協議会において説明した上で、9月定例会議に条例改正を提案し、令和2年4月より料金改定を行うとのことだが、消費税増税が予定どおり実施されるか不透明な状況の中で、市議会への説明や条例改正を提案するのはいかがなものか。
- 消費税増税の動向を踏まえる必要があると思われるので、料金改定を半年間延期 してはどうか。
- 消費税増税については、既に法律が施行されており決定事項であることから、令和元年10月に実施されることを前提として、作業を進めるべきである。

見直しのスケジュールについては、本日の意見を踏まえ、改めて調整すること としたい。

(2)結果

原案を一部修正し承認する。

(3)特記事項

なし

2 スポーツ施設に係る受益者負担の適正化について

(説明者:生涯学習部長、環境共生部長)

(1)主な意見等

料金改定の時期については、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直しと合わせて実施することとする。

(2)結果

原案を一部修正し承認する。

(3)特記事項

なし

3 一般廃棄物処理手数料の見直しに伴う料金改定について

(説明者:資源循環部長)

(1)主な意見等

新設となるスプリングマットレスの処理に伴う手数料と、動物の死体処理に伴う手数料については、処理原価が明らかであるならば、それに近い金額を設定しても良いのではないか。

- 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、徴収すべきものは徴収する必要があるのではないか。
- 公民館や斎場等、利用料金を新設した施設においては、受益者負担率100%で料金を設定している。基本方針に基づき、市として統一的な見解を示した方が良い。 手数料の新設によりごみの減量化が期待できる面もあり、相応の料金を設定することで排出の抑制化にもつながるものと考えられる。

いただいた意見を踏まえ、新設の手数料については受益者負担率100%として設定する。

○ し尿の処理手数料については、激変緩和措置を適用するのか。 近隣の地方公共団体との料金調整や比較、従前より継続した手数料であること などを勘案すると、し尿の処理手数料については激変緩和措置の適用を要するも のと思われる。

料金改定の時期については、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直しと合わせて実施することとする。

		1731-4-7
(2)結果		
原案を一部修正し承認する。		
(3)特記事項		
なし		
	以	上